

社会福祉法人
すこやか 理事長 殿

奈良県福祉医療部長

令和6年度社会福祉法人及び施設に対する指導監査の結果について（通知）

このことについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条に基づき貴法人及び下記施設に対し指導監査を実施したところ、特に文書で報告すべき改善事項は認められませんでした。当日係員が指導助言した別添の内容について、今後の業務運営の改善に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 施設名	保育所	すこやかな空くれよん保育園
-------	-----	---------------

福祉医療部 総務課 監査係

TEL：0742-27-8507 FAX:0742-24-1616

別添

《社会福祉法人 すこやか》について

<口頭指摘事項>

【法人運営について】

1. 定款に記載された内容と事実とが異なるため、定款の変更を行ってください。
※敷地面積（第32条第2項(2),(3),(4)）
（社会福祉法第31条第1項）
2. 政令に定める登記事項に変更が生じた際は、変更登記の手続（法務局等への具体的な協議を含む）を期限までに行ってください。
※資産の総額については、毎会計年度の末日から3ヶ月以内
（社会福祉法第29条、組合等登記令（昭和39年政令第29号））

<助言内容>

【会計経理事務について】

1. 寄附の受入に係る内規について、ホームページ等での公開を検討してください。

《すこやかな空くれよん保育園》について

<口頭指摘事項>

【給食について】

1. 給与栄養量を確保してください。

※3歳以上児：エネルギー、たんぱく質、カルシウム

2. 調理後直ちに提供される食品以外の食品は10℃以下又は65℃以上で管理してください。

※分園への配送過程においては、保冷または保温設備のある運搬車を用いるなど、10℃以下又は60℃以上の適切な温度管理により配送し、配送時刻、保冷設備への搬入時刻及び保冷設備内温度を記録してください。

<助言内容>

【利用者の処遇について】

1. 児童の危険防止に十分配慮してください（転落防止、落下防止等）。

※落下や誤飲等の事故につながる危険な物は置かないでください。

2. 感染症の予防対策を講じてください。

①0歳児クラスと1歳児クラスのトイレと保育室との区画を分けてください。

②手洗い設備について、保育室内で共用されているため、トイレ後の手洗いと分けて使用するようになしてください。

【災害防止対策について】

1. 非常災害時に必要な非常食、飲料水、日用品等の備蓄に努めてください。